

近畿日本ツーリスト健康保険組合

インフルエンザ予防接種補助金支給規程

平成 19 年 7 月 4 日施行

平成 21 年 2 月 20 日改正

平成 23 年 2 月 17 日改正

(目的)

第 1 条 近畿日本ツーリスト健康保険組合（以下「組合」という）は被保険者及びその被扶養者の健康保持・増進を図ることを目的にインフルエンザ予防接種を奨励し、インフルエンザへの罹患を予防するために、その費用の一部を補助する。

(支給対象者)

第 2 条 補助金（以下「補助金」という）の支給対象者は、予防接種時に組合の被保険者および被扶養者資格を有する者でなければならない。ただし、予防接種法の定めるところにより、市区町村による補助を受けている場合は支給対象とならない。

(支給対象接種期間)

第 3 条 補助金の支給対象接種期間は、毎年 10 月 1 日から翌年 2 月末日までの期間とする。但し、第 7 条第 2 号の海外に勤務する被保険者および海外に在住するその被扶養者については、期間の制限を設けない。

(実施機関)

第 4 条 実施機関は任意の医療機関とする。

(実施方法)

第 5 条 接種実施方法は、被保険者および被扶養者が任意の機関で 1 回接種法または 2 回接種法のいずれかとする。

(補助金)

第 6 条 補助金の額は、予防接種者 1 人あたり年 1 回 1, 5 0 0 円を上限とする。補助金上限に満たない接種費用については、実費を補助する。

(補助金の申請)

第 7 条 インフルエンザ予防接種補助金を申請する場合は、次の各号に掲げる書類を組合に提出しなければならない。

- (1) 国内に勤務する被保険者およびその被扶養者
イ. インフルエンザ予防接種補助金申請書

ロ. 医療機関発行の領収書（原本）

領収書には接種者氏名、受診内容（インフルエンザ予防接種）、支払い金額が明記されているものとする。

ハ. 被保険者は被扶養者の接種分もあわせて申請するものとする。

(2) 海外に勤務する被保険者およびその被扶養者

イ. 海外インフルエンザ予防接種補助金申請書

ロ. 医療機関発行の領収書（原本）

領収書には接種者氏名、受診内容（インフルエンザ予防接種）、支払い金額が明記されているものとする。

ハ. 被保険者は被扶養者の接種分もあわせて申請するものとする。

ただし、被扶養者が本邦残留の場合は、前号イの申請書により被扶養者より申請書を組合に提出するものとする。

ニ. 海外勤務者が一時帰国の際に、国内で予防接種を受けた場合は、国内の予防接種の扱いとする。

（補助金の申請期限）

第8条 補助金の申請は、予防接種を実施した日の属する月の翌月末日までに、組合に書類が届くようにしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、その限りではない。

2. 前項の規定にかかわらず、補助金の申請期限は3月末日とし、期限までに組合が書類を受領できない場合は、原則として補助金は支給しない。

（補助金の支給）

第9条 組合が期限までに受領した申請にかかわる補助金は、その月の翌月の末日までに、事業者経由にて支給する。

付 則

この規程は、平成23年2月17日から施行する。